

# 仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 実証実験支援プログラム 応募規約

## 1. 名称

本プログラムは『仙台 BOSAI-TECH 実証実験支援プログラム』と称します。

## 2. 目的

仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）における取組の一環として、東北の拠点で、防災関連のソリューションの事業化に向けて取り組む企業に対して、実証実験を通じて実用化に向けた課題の洗い出しを支援するものです。

## 3. 応募資格

- (1) 防災関連の課題解決を目的とする事業に取り組む意欲のある中堅・中小企業(\*1)
- (2) 東北6県に事業拠点(\*2)をもつこと。  
もしくは、東北6県に事業拠点をもち企業との共同提案であること
- (3) テクノロジー(\*3)を活用した防災・減災に応用可能性のある自社商品・サービスを有すること
- (4) 採択された場合、プラットフォームに会員登録できること（採択時点で会員でない場合）

\*1) 中堅・中小企業とは、日本に設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社のいずれかの法人格を有する企業のうち、中小企業基本法に規定する中小企業、及びそれ以外の企業で資本金10億円未満の企業とします。

\*2) 事業拠点としては、本社・支社・支店・営業所等を指します。

\*3) IoT、AI、ドローン、ロボット、センシング、データ分析、位置情報、アプリなど

## 4. 応募方法

- (1) 本プログラムの申し込みフォームより、企画提案書を添付してお申し込みください。  
応募締切：2023年8月31日（木）17:00
- (2) 企画提案書の形式は、A4サイズ横10ページ以内、PDFファイル(上限10MB)としてください。
- (3) 記載内容は下記項目を含めてください。
  - ① 事業プランの概要
    - ・ ターゲットユーザー、ユーザーの抱える課題（仮説）
    - ・ 検証に用いるソリューション概要、活用する技術・テクノロジー
  - ② 実証実験計画
    - ・ 実施内容（検証する仮説、検証方法）
      - ※ 想定ユーザーの観点も明記すること。自社の技術検証のみは不可。
    - ・ 実施体制
      - ※ 複数企業で実施する場合、各社の体制、役割を明記すること
    - ・ 実施項目、スケジュール
      - ※ 検証時に想定ユーザーが参加する計画となっていること
      - ※ ユーザーや実証実験場所については、応募者自身で調整・準備すること
    - ・ 概算費用とその内訳

# 仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 実証実験支援プログラム 応募規約

※ 自社負担分を含め、総費用を記載すること

## 5. 採択者に対する支援内容と条件

(1) 実証実験にかかる費用を補助します。

費用補助の最大金額は下記の通り、企業規模によって異なります。

- ・ 中小企業の場合、1件あたり最大 100 万円
- ・ 中堅企業の場合、1件あたり最大 50 万円

なお、複数企業での共同提案の場合、主となる(\*)企業の条件を適用します。

\*) 中小企業の担当者が、代表窓口となって提案・参画することを指します。

また、この場合、補助費用は代表窓口となる企業へまとめて支払われます。

(2) 実証実験費用の補助金額は審査結果に従い、主催者が決定します。

(3) 補助金は、成果報告書の提出を受けて、受理のうえ支払いとなります。

## 6. 審査基準と採択までの流れ

以下に従い、採択者を決定します。

(1) 審査基準

- ・ 解決を目指す課題の重要性、防災・減災への関連性
- ・ 実証実験計画の具体性、実現可能性（ユーザーや実施場所の調整状況・確度を含む）
- ・ 社会実装/事業化に向けたプランの具体性
- ・ 費用内訳の妥当性

(2) 審査方法

- ・ 応募内容をもとに書類審査を行います。
- ・ 必要に応じて、オンラインにてヒアリングを実施します。
- ・ ヒアリングは、9月11～13日(9:00-12:00, 13:00-17:00)に実施予定です。  
日時調整等、詳細は事務局よりメールで連絡します。

(3) 審査結果の通知

- ・ 審査結果はすべて、メールでご連絡します。
- ・ 採択者の社名や提案概要をウェブサイト等で公表する場合があります。
- ・ 審査の内容および結果についての問合せには回答いたしかねます。

## 7. 採択後の実施内容

(1) 実証実験の準備・実施

- ・ 提出した企画提案書にもとづき、主体的に実証実験を実施してください。
- ・ ユーザーや実証実験場所については、応募者自身で調整・準備してください。
- ・ 進捗状況については、適宜、事務局にご報告してください。
- ・ 実証実験は、2024年1月末までに実施してください。
- ・ 実証実験には当プラットフォーム会員自治体等がオブザーバーとして立ち合う場合があります。

## 仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 実証実験支援プログラム 応募規約

- ・ 実証実験実施後、成果報告書を作成し、事務局へ提出してください。

### (2) 成果報告

- ・ 成果報告書をもとに、関係者へ報告してください。
- ・ 成果報告書は、関係者への報告後にプラットフォームウェブサイトに掲載する予定です。

※事務局との打ち合わせや成果報告は原則オンラインで開催予定です。

(実証実験の現場立ち合いを除く)

## 8. 情報の取り扱いと権利帰属

### (1) 応募書類の取り扱い

- ① 主催者、本プログラムを共催、協力する者、(以下「主催者等」といいます)は、第2項で定める目的のために、応募書類を閲覧することができます。
- ② 提出された応募書類並びに参考資料は返却しません。
- ③ 応募書類に係る特許等の知的財産権取得や秘密情報(自己の非公開を望む情報、著作物、発明、並びに、第三者から秘密保持義務を負っている情報)の取り扱いは、あらかじめ応募者(採択者を含む。以下「応募者」という)の責任で必要な措置をとることとします。知的財産権などに関して問題が生じた場合は応募者の責任となります。ただし、応募者が秘密情報を本プログラムに対し提供することを希望する場合には、事前に主催者に申出、通知し、NDA(秘密保持契約)の締結等の対応について協議するものとします。

### (2) アイデアの権利帰属

- ① 応募者が提供したアイデア(コンセプトおよびノウハウ等を含む)は、そのアイデアを提供した応募者から、第8項(1)~③に定める申出および応募者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産(パブリックドメイン)として、他の応募者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。ただし、製品・サービスの開発にまで進展する可能性がある場合、関係者間の協議によって、それぞれの権利を明確に規定してください。

### (3) 成果物の権利帰属

- ① 応募者が本プログラムにおいて作成した文書、試作品その他一切の成果物(成果報告書を除く)の著作権(著作権法第27条および第28条の権利その他の権利を含む。以下、合わせて「著作権」という)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含む。以下、合わせて「知的財産権」という)その他一切の権利は、作成した採択者自身に帰属します。

### (4) 取得データの権利帰属

- ① 実証実験に際して、取得先の合意のもとソリューションの有用性を検証するために応募者が自ら取得するデータは、原則応募者に帰属します。ただし、取得するデータの内容、取得方法、利用目的によってはこの限りではありません。その場合、データの取得、所有、利用等の詳細は、採択後に関係者間にて協議のうえ決定するものとします。
- ② 取得するデータに個人情報等(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)に定める個人情報、個人データ、匿名加工情報及び仮名加工情報のこと。以下、「個人情報等」という)が含まれる場合、採択者は個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に

## 仙台 BOSAI-TECH イノベーションプラットフォーム 実証実験支援プログラム 応募規約

必要な措置を講じてください。

### 9. 個人情報の取り扱い

- (1) 本プログラムの募集・審査にあたって主催者が知り得た応募者の個人情報について、主催者は、個人情報保護法にしたがって取扱い、応募者の同意なく、本プログラムに関連して応募者に連絡をとること以外の目的での利用または他の第三者への提供はしません。

### 10. 禁止事項

- (1) 応募者は、本プログラムにおける制作活動に関し、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。
- (2) 応募内容において、アイデアの盗用など、不正が発覚した場合は審査・採択を取り消します。
- (3) 応募内容等への虚偽の記載を禁止します。審査結果発表後においても、応募内容等への虚偽の記載や「応募資格」の要件に該当しない等の事実が判明した場合には、本プログラムへの参加資格を失うものとします。
- (4) 主催者から提供された情報及び資料は第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- (5) 主催者は、応募者が暴力団やその関係者、その他反社会的勢力に所属している、または関与していると判断した場合、本プログラムへの応募をお断りします。また、その他主催者の指定する応募条件に合致しない場合や、主催者の業務上支障をきたすと判断する場合は、参加をお断りする場合があります。

### 11. 免責事項

本プログラム参加に要する通信費・調査費及びその他費用については、応募者各自でご負担ください。

2023年7月25日制定  
仙台市